

改 正 理 由	一 部 改 正	改 正 現 行	備 考
現	行	改	正
積算上の注意事項			(控え頁) 1/1

<p>5-3 諸雑費</p> <p>諸雑費は、足場材（敷鉄板（中層混合処理機用・スラリープラント用））の賃料及び設置・撤去・移設に要する費用（バックホウ運転費用）、攪拌混合装置の損耗材料費（チェーン、攪拌翼、切削刃、ガイドローラ、スプロケット、アイドラーの各部品費）、空気圧縮機の賃料及び運転経費、電力に関する経費等の費用及び改良後の整地に要する費用であり、労務費、機械損料及び運転経費の合計額に次表の率を乗じた金額を上限として計上する。</p> <p style="text-align: center;">表5.4 諸雑費率(%)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>諸 雑 費 率 (%)</th> <th>改良深度L (m)</th> <th>諸 雑 費 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>2m < L ≤ 5m</td> <td>3.2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5m < L ≤ 8m</td> <td>2.3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8m < L ≤ 10m</td> <td>2.4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10m < L ≤ 13m</td> <td>2.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>5-4 その他</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 次の条件等により攪拌翼が買入出来ない場合は、バックホウによる先掘りを行うものとし、「第Ⅱ編第1章②土工」による。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 表層に転石等が多い地盤 2) 表層に障害物等のある地盤 (2) 中層混合処理工は、特許を有する工法の場合もあるので、特許料が必要な場合は別途計上する。 (3) 中層混合処理機の分解・組立及び輸送については、「第Ⅰ編第2章②間接工事費2-2運搬費(5)重機・機械分解・組立」を適用する。 (4) スラリープラントを中心に半径約200mを超える場合、揚程が5mを超える場合、又は同一現場内に施工箇所が2箇所以上あり、スラリープラントを移設しなければならない場合は、「第Ⅱ編第2章⑩軟弱地盤処理工 ⑩-3 スラリー攪拌工」の「5-4 スラリープラント現場内移設歩掛」を適用する。 (5) 汚泥土の処分が必要な場合は、別途計上する。 (6) 注入材配合用水、機器洗浄等に用いる上水道等必要な場合は、別途計上する。 <p style="text-align: center;">II-2-⑩-48</p>	諸 雑 費 率 (%)	改良深度L (m)	諸 雑 費 率		2m < L ≤ 5m	3.2		5m < L ≤ 8m	2.3		8m < L ≤ 10m	2.4		10m < L ≤ 13m	2.4	<p>5-3 諸雑費</p> <p>諸雑費は、足場材（敷鉄板（中層混合処理機用・スラリープラント用））の賃料及び設置・撤去・移設に要する費用（バックホウ運転費用）、攪拌混合装置の損耗材料費（チェーン、攪拌翼、切削刃、ガイドローラ、スプロケット、アイドラーの各部品費）、空気圧縮機の賃料及び運転経費、電力に関する経費等の費用及び改良後の整地に要する費用であり、労務費、機械損料及び運転経費の合計額に次表の率を乗じた金額を上限として計上する。</p> <p style="text-align: center;">表5.4 諸雑費率(%)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>諸 雑 費 率 (%)</th> <th>改良深度L (m)</th> <th>諸 雑 費 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>2m < L ≤ 5m</td> <td>3.2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5m < L ≤ 8m</td> <td style="border: 2px solid red;">2.4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8m < L ≤ 10m</td> <td>2.4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10m < L ≤ 13m</td> <td>2.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>5-4 その他</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 次の条件等により攪拌翼が買入出来ない場合は、バックホウによる先掘りを行うものとし、「第Ⅱ編第1章②土工」による。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 表層に転石等が多い地盤 2) 表層に障害物等のある地盤 (2) 中層混合処理工は、特許を有する工法の場合もあるので、特許料が必要な場合は別途計上する。 (3) 中層混合処理機の分解・組立及び輸送については、「第Ⅰ編第2章②間接工事費2-2運搬費(5)重機・機械分解・組立」を適用する。 (4) スラリープラントを中心に半径約200mを超える場合、揚程が5mを超える場合、又は同一現場内に施工箇所が2箇所以上あり、スラリープラントを移設しなければならない場合は、「第Ⅱ編第2章⑩軟弱地盤処理工 ⑩-3 スラリー攪拌工」の「5-4 スラリープラント現場内移設歩掛」を適用する。 (5) 汚泥土の処分が必要な場合は、別途計上する。 (6) 注入材配合用水、機器洗浄等に用いる上水道等必要な場合は、別途計上する。 	諸 雑 費 率 (%)	改良深度L (m)	諸 雑 費 率		2m < L ≤ 5m	3.2		5m < L ≤ 8m	2.4		8m < L ≤ 10m	2.4		10m < L ≤ 13m	2.4	記載の変更
諸 雑 費 率 (%)	改良深度L (m)	諸 雑 費 率																														
	2m < L ≤ 5m	3.2																														
	5m < L ≤ 8m	2.3																														
	8m < L ≤ 10m	2.4																														
	10m < L ≤ 13m	2.4																														
諸 雑 費 率 (%)	改良深度L (m)	諸 雑 費 率																														
	2m < L ≤ 5m	3.2																														
	5m < L ≤ 8m	2.4																														
	8m < L ≤ 10m	2.4																														
	10m < L ≤ 13m	2.4																														